

平成 20 年度 第 1 回特定調達品目検討会 議事要旨

日 時：平成 20 年 4 月 30 日（水） 9 時 30 分～11 時 30 分

場 所：中央合同庁舎 5 号館 22F 環境省第一会議室

出席委員：指宿委員、岡山委員、奥委員、乙間委員、河野委員、斉藤委員、酒井委員、辰巳委員、奈良委員、原委員、平尾委員、山本委員（座長）

（五十音順、敬称略）

古紙偽装問題に係る特定調達品目検討会とりまとめ案について

1. 前文について

- ・ P2 の、「こうした認識のもと～ご意見を伺うものである。」の下に、パブコメでどのような意見を求めるか、具体的に書いた方がよい。
 - ⇒ 例えば P2 下に、①今回の問題について調査結果の要約が妥当であるか②グリーン購入法の新基準は妥当であるか③製紙メーカーの環境貢献策は十分であるか④白色度を必要以上に求めないということについての意見⑤グリーン購入制度の問題点と今後の推進方策についてどう考えるか。以上の点を箇条書きで書くようにしていただきたい。
- ・ 調査結果の内容について問う部分と、今後の対応のスキームの妥当性を問う部分とが混ざっている。国民が何を聞かれているか、どういう視点でこの文章を読めばよいかわかるよう整理すべき。
- ・ 前文について、一般の方が分別回収、リサイクルに貢献していることに対する記述が少ないため、その点を強調して書くべき。
- ・ 環境教育にも大きな影響を及ぼしたことについても、記載していただきたい。

2. 古紙偽装問題の経緯と製紙メーカー各社の対応について

- ・ P5 の偽装を認めた 17 社のうち、途中気がついて偽装をやめたメーカーについては、そのような記載があった方がよい。
 - ⇒ 別紙 1 には記載しているが、強調した方がよければ書くことを検討。（環境省）
- ・ P10 古紙の不足量の計算で、古紙が 486 万ト、古紙パルプが 203 万トとあるが、不足した分はどこに行っていたのか。
 - ⇒ ヒアリングの際の回答としては、印刷情報用紙には入れなかったけれど、例えば板紙・新聞紙等に入れたということで、全体としては使い切ったとのことであった。（事務局）
- ・ 古紙の環境価値の不足について、企業として古紙をトータルでどう扱ったか公表させる仕組みを入れるべき。また、「古紙パルプ配合率 100%の調達を最優先とする」とあるが、価格が高くても優先するのか。
 - ⇒ 政府は基準に基づき調達を行う。よほど高くない限り等価な製品を買い続ける。価格が高いから買わないということは基本的に起こらない。（環境省）
 - ⇒ 供給量から見ると、政府の調達量と年間同程度のところに来ているので、見込み以上に生産していただくように企業を誘導していきたい。（環境省）
- ・ 「環境貢献策」ではなく「環境対応」程度の表現にし、コンプライアンスや情報管理の議論

が中心であることがわかるようにすべき。不足分の数量についての記載は後ろにまわしても良いのでは。

- ・ 「環境価値」という言葉が定義されていない。定義するか、古紙投入不足分と書いた方がよい。
- ・ 環境価値の不足について、なぜここで意見を求めるのか不明であるため補足が必要。また、製紙メーカーは昨年の夏以降、大防法の排出基準の問題など不祥事を色々起こしており、コンプライアンスの問題に対し各社はどのような対応をしているのか、環境貢献策に併せて具体的に記載し意見を求めているいただきたい。

⇒ 何社かはこの不足分を今後の環境貢献策で補うと言っている。環境価値をどう表すかというのは、本検討会においても価格や森林面積で表したらどうかということで問題提起していたが、製紙メーカーからは古紙または古紙パルプの不足量で出された。本当は消費者によって実現されるべき環境配慮型製品の購入による環境価値が実現しなかったもので、それを製紙メーカーが代わってやろうということだと理解している。このように足りない部分を補おうとしていることを国民がどう考えるかを問いたい。いろいろな意見が出てくると思うが、それはメーカーに伝えて、きちんと改善をやっていくかどうかを見守っていききたい。（環境省）

3. 紙類に係る新たな判断の基準の考え方について

- ・ 環境に配慮されたバージンパルプについては、範囲はもちろん、どれくらいまで入れてもいいかも今回のパブコメで意見を求めていることがわかるように明記すべき。また、クレジット方式を取り入れることについても、これができない場合はどのような方法があるのか等示す必要。

⇒ 今回は基準の考え方ということでまだ詰まりきっていないが、国民の関心が高いこともあり今の段階で色々なご意見を聞きたい。現実には、まずは古紙 100%の製品を供給する。次に古紙+間伐材=100%の製品を推奨するという方向で製紙メーカーに供給量についての対応を聞いている段階で、それでも供給不足等の問題が生じる場合には、どうしたらいいかも合わせて考えておく必要があると考えている。環境に配慮されたバージンパルプに何が該当するかでメーカーの供給可能量も変わってくる。クレジット制度については供給量の不足がある場合に予め検討しておくべき課題として提示しているとご理解いただきたい。（環境省）

- ・ LCA は、基本的に日本での現状がよくわからないという点がポイントであり、我々が行う研究というフェーズではなく、事業者が LCA を行って製品開発をし、その内容を公表していくことが大事であるということを示す必要。

⇒ 事業者並びに本検討会では、LCA を適切に用い製品の環境負荷の改善、並びにグリーン購入の基準の設定に LCA を透明な仕方で使い公表すべき、と書くべきということだろう。

- ・ これまで製紙業界は第三者が確認できないような LCA の結果で説明をしてきている。このように都合のよい解釈による LCA が行われている例が多いということについて書いていただきたい。

⇒ 現実にはバージンパルプで作られたものが古紙パルプの利用につながっていて、1つの

ループの中の頭とおなかを取り出して比較することはおかしいということは、製紙連合会にも伝え納得していただいている。

調査の結果については、妥当であるかというより「こういう調査が出ているが、どう思うか」を聞くのでは。基準案については今回はあまり絞りきれていない段階だが、国民の関心が高いので、考え方を提示するという形にしている。（環境省）

- ・ 特に上質古紙が中国に流れ、原料の調達が困難な状況であるということを入れた方がよい。LCA 評価の部分ではこうしたことも関係してくる。技術面の困難さというところで上質古紙が入手できるかが係わってくるため、直近の古紙の状況について記述すべき。
- ・ 「白色度を求めない」 ことについて、より多くのユーザーに周知徹底するというのは重要。特に白色度を上げるのに色々な化学薬品を使うほうが環境負荷が高くなる。どのように普及啓発していくのか、具体案があればよい。
- ・ 白色度の記載について、白色度が低いものを求める人が多く、わざと黒くしているという話もあるため、片方だけでないようにすべき。
- ・ 白色度は書きぶりを検討すべき。指宿委員からは「新たな化学薬品を投入することのないように」ということがポイントだという指摘が出ている。リサイクルして自然な色で良いということだ。
 - ⇒ なぜ偽装に走ったか、という質問に対し白色度を上げられなかったという回答が多かった。白色度については総合評価で位置づけることも検討しているが、ご意見を踏まえ表現を検討したい。（環境省）

4. グリーン購入制度の問題点と今後の推進方策

- ・ 景品表示法では具体的な動きがあったようだが、JIS においても予防となるような検討をしていくということを入れるべき。
- ・ P23 罰則について、②については検討会としての考え方が記載されていない。①③のように既存のものに基づいたこういった制度が、状況に応じ適切に運用されることが必要、というように追記すべき。
- ・ 製品テストの実施機関はどこが主体となるのか明確に示すべき。公の機関でできるのであれば書き、なければならない旨を書いていただきたい。
 - ⇒ 別途法律を作れば別だが、一般競争入札になるため検査機関は指定できない。品目ごとに機関が異なる可能性もあり、予算要求も含め今後対応することとなるため、現段階ではこの程度の記載しかできない。（環境省）
- ・ 一義的に責任を負うべき事業者の例とあるが、「製紙メーカー及び最終製造責任者」の共同責任ということを明確にすべきではないか。
 - ⇒ 今回は紙だけではなくプラスチックやインクにも偽装があったためこのような形になっているが、製紙メーカー、素材メーカーという表現は適切に修正をする。（環境省）
 - ⇒ 買い支えの法律の仕組みに手を上げた人に基本的に責任を負ってもらうべきということで考え方を出している。（環境省）
- ・ 偽装に対する社会的責任は製紙メーカーにあるが、グリーン購入法の適合宣言をして販売する企業にも情報の確認という責任はある。両者の責任の内容が違いうということがわかるような表現にすべき。

- ⇒ 一義的というのを外したらいかがか。
- ⇒ 外すことは問題ない。（環境省）
- ・ 配合率の検証制度のチェックは担保できるのか。
 - ⇒ 別紙のリストで購入者側も徹底的に確認をしていくことを考えている。まだ、制度が安定して実施されている状態ではないため、不足があれば必要な措置を講じるということに記載している。（環境省）
- ・ 公正取引委員会も調査に時間がかかったということだと思うが、関係省庁との連携が必要なのではないか。また、今回の製紙業界への対応で、流通業者が立ち入り調査や、業界自身が適合率の調査を行うという点については、サプライチェーン全体で一般化し適正さを確保できたらよいと考える。法律で強制するのは難しいが、できる業界には推奨していくようにしたら良いのではないか。
- ・ P25 のまとめ方の提案だが、（グリーン購入制度は）システムとして成り立っていて製紙メーカーから消費者までがそれぞれ責任と権限を持っているのだから全てが変わっていく必要。各主体がそれぞれ何をやるべきか、何ができて何ができないか、マトリクスを作って整理をしてはどうか。

5. 再生紙の考え方について

- ・ 製紙連合会資料の再生紙の表示方法については、単なる紹介なのか、これを認めるということなのか。
 - ⇒ 販売の際には最低保証される配合率を具体的に書き、その上に再生紙と書くかは事業者の判断としているが、NGO の意見では再生紙と呼ぶためには少なくとも半分以上は配合されているべきという意見がある。製紙連合会では広く意見をとっているわけではないので、この点についてもパブコメで意見を求めたい。（環境省）
- ・ 再生紙の表示方法について、古紙パルプ配合率のみを書くユーザーにわかりにくい。バージンパルプの配合率と書くか、あるいは古紙パルプ配合率の定義をきちんと決めておいたほうが、ユーザー側は判断しやすくなる。
- ・ 再生紙の考え方、特に古紙の定義についてもパブコメで意見を伺ってほしい。経済産業省の定義は本当にこれでよいのか。工場内損紙を外すことが適切なのか。また、P35 品種別の内訳について、経済産業省の通達以前の古紙の割合がどの程度だったか示すデータはあるのか。この定義の影響はどの程度だったかが明確になっていない。
 - ⇒ エコラベルの ISO の定義では、ポストコンシューマーのみしか認められていない。工場内損紙はわざと増やすということも考えられる。
 - ⇒ 工場内損紙の導入方法は各社様々で管理されているものではないため、データはないと考える。工場内損紙が一定量以上入っている場合について、規定を設けなくてよいのかという意見もあるため、定義することを検討する必要。（環境省）
 - ⇒ ISO に参加したときの記憶では工場内損紙は入れないと合意されている。全ての企業にフィットした定義は難しいため、この定義のままの方がよいと考える。
- ・ 損紙は定義上分母に入っていない。損紙を 80%、古紙パルプを 20%使った場合は、バージンパルプを使っていなくても古紙パルプ配合率 100%となる。通常、損紙は最低でも 5%、最高

35～40%出てくる。損紙の配合率をある程度規制していかないと、古紙パルプ配合率にだまされる可能性。損紙をどう見るかで古紙の配合率の評価が変わってくる。

⇒ 王子製紙によると、古紙パルプ 100%の原料をもともと入れたラインから出てきた損紙を入れているとの説明だったが、その点も踏まえ検討する必要。（環境省）

6. 古紙パルプ配合率などの確認・検証方策

- P31 環境省における対応策の中身が見えない。要請、立ち入りに加えて公表ということもある。対応策の内容について具体的に書くべき。全体的にパブコメで国民が何を問われているかわからないため、具体的な記載が必要。
 - ⇒ 古紙パルプ等配合率検証制度そのものがこれからスタートするもので、実施の状況を踏まえて考えていく。（環境省）
- P31 の納品チェックリストと P28 の記述を整合させるべき。また、製品供給者が行う確認について、製紙連合会の検証制度は直接取引する企業は立ち入りできるが、末端の文具メーカーは直接取引する企業でなく、検証制度に基づき文具メーカーが立ち入りすることはできるのか、製紙業者がこれを認めるのか。提案だが、製品供給者は「原則として、検証制度に基づき、」としたらどうか。検証制度に基づいて実施できない場合は、エコマークなどのラベル認証機関や品質機関といった第三者機関に確認を代行してもらうという道も残しておくべき。
 - ⇒ 表示をする人間の責任もある。製紙メーカーから直接買った企業が、きちんと確認を行った原料を使うという主旨がわかるように適切に修正したい。（環境省）

以上